平成２８年（フ）第１１号
兵庫県豊岡市日高町佐田427番地
債務者　上坂　寛二
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
香川県木田郡三木町大字池戸3347番地４
債務者　土井　龍治
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６１号
北九州市八幡西区瀬板１丁目１番13号
債務者　山迫　惠子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７５号
北九州市八幡西区瀬板１丁目12番27号
債務者　生見　正人
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３９号
群馬県太田市大原町759番地２
債務者　和田　文夫
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４４号
群馬県太田市西新町91番地３　ティーハーベストＣ－103号、前住所秋田県潟上市天王字北野339番地９
債務者　畠山　俊孝
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４５号
秋田県潟上市天王字北野339番地９、前住所秋田県潟上市天王字追分西95番地25
債務者　畠山　烈子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３３８号
大阪市住之江区北島２丁目８番２号　シャーメゾン北島　202号室
債務者　加藤　　洋
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３９号
大阪市住之江区北島２丁目８番２号　シャーメゾン北島　202号室
債務者　加藤　久美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８号
神戸市北区北五葉２丁目19番８号
債務者　松岡賢太郎
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２９号
大阪市住之江区西住之江４丁目４番３号
債務者　中川　　元
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５号
和歌山市秋月155番地１　フォーレス乙井Ｃ－202
債務者　有本　篤子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
和歌山市伊太祈曽９番地11
債務者　森藤　公仁
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８８号
和歌山市伊太祈曽９番地11
債務者　森藤　由希
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４号
和歌山県海南市馬場町１丁目１番地２　ユーフラット202号
債務者　長田　友史
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号
和歌山市毛見1106番地２　メゾン浜の宮202号
債務者　栗本　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
和歌山市田尻131番地６
債務者　吉田良名子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係